

第10章 まとめ

各章のとおり、貸付けから返還免除または返還完了となるまで、修学生には様々な手続きが必要となります。以下に、それらをまとめて示します。

総括表

修学生の状況（事由）と制度上の対応		提出書類
◆ 共通		
1. 振込口座を変更したい	届出	・振込口座届
2. 修学生及び連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	・住所・氏名等変更届 ・住民票
3. 連帯保証人を変更する必要がある	届出	・連帯保証人変更申請書兼連帯保証書 ・住民票
◆ 在学中		
4. 貸付けが決定した	貸付	・借用証書 ・振込口座届
5. 授業料減免額に変更が生じた	契約の見直し	見直し内容に応じて ・授業料減免に関する通知書（写） ・保育士修学資金変更申込書 ・意見書（養成施設の長によるもの） ・借用証書
6. 新たに授業料減免の支援対象者となった	契約の見直し	・授業料減免に関する通知書（写）
7. 休学した	貸付休止	・停学・復学・退学等届 ・休学証明書
8. 停学処分を受けた	貸付休止	・停学・復学・退学等届 ・停学証明書
9. 休学または停学処分から復学した	貸付再開	・停学・復学・退学等届 ・復学証明書
10. 留年（卒業延期）となった	貸付休止	・停学・復学・退学等届 ・在学証明書
	貸付終了 返還猶予	上記に加え ・返還猶予申請書
11. 貸付契約の解除を受けた	返還 返還猶予	契約解除の状況に応じて ・停学・復学・退学等届又は辞退届 ・養成施設在学届 ・返還猶予申請書又は返還計画書
◆ 卒業		
12. 資格試験を再受験	返還猶予	・返還猶予申請書 ・卒業証明書または卒業証書（写）
13. 就職先内定後、就職待機中	返還猶予	・返還猶予申請書 ・資格証（写） ・内定通知書（写）
14. 卒業後1年以内に保育士業務に従事する意思があり就職活動中	返還猶予	・返還猶予申請書 ・資格証（写）
15. 卒業後1年以内に指定施設において保育士業務に従事した	返還猶予	・返還猶予申請書 ・資格証（写）
16. 保育士業務以外の職種で採用された	返還猶予	・返還猶予申請書 ・資格証（写） ・当該事実を証明する書類
17. 保育士業務に従事する意思がない	返還	・返還計画書

修学生の状況（事由）と制度上の対応		提出書類
◆ 卒業		
18. 出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・医師の証明書 ・資格証(写)
◆ 保育士業務従事中		
19. 継続して保育士業務に従事中（所定の期間未満）	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士業務従事届（毎年度1回）
20. 従事先を変更した（異動・転職）	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・従事先変更届兼指定施設証明書
21. 所定の期間、継続して保育士業務に従事した	全額返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・保育士業務従事届
22. 保育士業務従事中やむを得ない事由により従事できなくなった <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産休暇・育児休業を取得中 ・ 介護休業を取得中 ・ 病気休職を取得中 ・ 人事異動により保育士業務外に従事中 	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・医師の診断書 ・当該事実を証明する書類（従事先が発行）
23. 上記22による期間を終え、保育士業務に復帰した	業務従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会まで電話もしくはメールにて報告
◆ 退職		
24. 業務に起因する死亡または心身の故障のため業務を継続できなくなった	全額返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・当該事実を証明する書類 ・医師の診断書
25. 所定の期間未満で保育士業務に従事しなくなった	返還	<ul style="list-style-type: none"> ・返還計画書
26. 2年以上指定施設において保育士業務に従事した	返還 状況により、一部返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・保育士業務従事届 ・返還計画書
27. 出産・育児のため退職し再就職を希望	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・当該事実を証明する書類
28. 疾病・負傷の療養のために退職し、再就職を希望	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・当該事実を証明する書類
29. 指定施設に再就職した	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・従事先変更届兼指定施設証明書
◆ その他		
30. 死亡または障害により返還ができない	返還 状況により、全額・一部返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・医師の診断書
31. 長期間所在不明となっている場合		<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・当該事実を証明する書類
32. 災害等やむを得ない理由により返還ができない		<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・当該事実を証明する書類

養成施設は、修学生が卒業または退学するまでの期間、修学生からの申請書類を受理し、必要な証明書を発行し、横浜市社協に申請書類を提出します。必要書類の作成等について養成施設の担当者の指導を受け、遅滞なく届出等を行ってください。

また卒業後は、修学生ご自身の責任のもと各種申請・届出等を行う必要があります。度重なる遅延や本会からの連絡に一切応答がない場合、本会は即時返還を求めることができます。十分ご注意ください。